

投票所とその区域

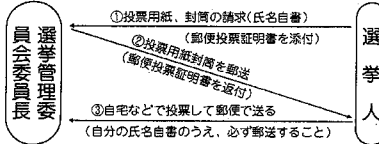
投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1〜3丁目、日笠町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1〜3丁目	北上公会堂
第5投票区	山谷町1〜3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業室
第7投票区	田家1〜3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1〜3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目本、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校2年生教室
第12投票区	結、福島、田島、萩島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、萩島1丁目B、萩島2〜3丁目、中野1〜3丁目	萩川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、覚路津、長割	覚路津修造改善センター
第15投票区	三枝湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、戸出、四興野、子成場、藤曾根	小西西保育園遊戯室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合小学校ランクルーム
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新田中央保育園遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1〜2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1〜3丁目	秋葉町町内会館
第32投票区	金沢町1〜4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1〜3丁目	新金沢町保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1〜3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、萩野町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3〜5丁目、中野4〜5丁目	萩川地区ふれあいセンター機能訓練室
第37投票区	北上新田、さつき野町、北湯、川口	川口地域交流会館

※投票所を確認してからお出かけください。
※第14投票区と第16投票区は、投票所が変わりました。また、新しく第37投票区が設けられました。該当地区の方はご注意ください。

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	1 級もしくは2 級 1 級もしくは3 級
●認知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人 特別項症から第2 項症 特別項症から第3 項症
●聴覚障害者手帳をお持ちの人	特別項症から第2 項症 特別項症から第3 項症
●認知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の投票方法



選挙管理委員会委員長

選挙人

※土・日曜日、祝日も投票できます。

□時間：午前8時30分〜午後5時

□場所：市役所1階市民サロンのほか、投票所

□持参するもの：印鑑と入場券(届いていなければいりません)

□郵便による不在者投票

選挙権のある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができま

□郵便による不在者投票のできる人

上の表に該当する人で、選挙管理委員会に交付する「郵便投票証明書」を持参している人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要で

□投票の方法：上の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日前(十月十六日)までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません(新潟県は北陸信越ブロック)。

この請求は、選挙期日の公示(告示)前でもできます。

選挙公報など

新潟県知事選挙、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)の選挙公報および最高裁判所裁判官国民審査の審査公報を全世帯にお届けします。よくご覧になって、投票の参考にしてください。

投票の注意

今回の投票では、衆議院議員の選挙制度が中選挙区から小選挙区・比例代表並立制に変わり、小選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙によって議員を選挙することになりました。

●小選挙区選挙では、一つの選挙区から一人の議員を選びます(新潟県は新潟四区)。

●比例代表選挙では、全国十一の選挙区(ブロック)で行われ、各政党の得票数に応じて議員を選びます(新潟県は北陸信越ブロック)。

投票については、小選挙区選挙は候補者に、比例代表選挙は政党に投票します。

入場券のことや不在者投票、そのほか選挙のお問い合わせは、市選挙管理委員会(市役所3階) ☎241211(1内線301)へ。



あなたの一票が大切なんだ

10月20日はみんなで投票所へ行こう

投票できる人

●新潟市で投票できる人
新潟市に住所のある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。

▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十一年十月三十一日以前に生まれた人)

▽基連日(十月七日)前二ヶ月以上新潟市に住所があること(平成八年七月七日以前から新潟市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)

●市内転居をした人
九月二十一日以降に市内転居を

入場券の送付

入場券は、十月十四日(月)ごろまでに郵送します。はがき一枚に四人の入場券が印刷してありますから、切り離してご持参ください。入場券が届かなかったり、記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会にご連絡ください。また、入場券が届いた人でも、投票日前に県内のほかの市町村へ

不在者投票

投票日(十月二十日)の当日、出張などやむを得ない用事で投票所へいけない人は、その理由を記載した「宣誓書」を提出して不在者投票をすることがあります。

「宣誓書」の用紙は、選挙管理委員会に準備してあります。

□不在者投票のできる期間
・新潟県知事選挙：10月3日(木)・19日(土)

・衆議院議員(小選挙区・比例代表)選挙：10月8日(火)・19日(土)

・最高裁判所裁判官国民審査：10月13日(日)・19日(土)

代理投票・点字投票

身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は「代理投票」が、また目の不自由な人は「点字投票」がそれぞれできます。受付へお申し出ください。

候補者名を書いて投票

新潟県知事選挙
候補者名を書いて投票

最高裁判所裁判官国民審査
やめさせた方がよいと思う裁判官に×印を書いて投票

比例代表選挙
政党名を書いて投票

小選挙区選挙
候補者名を書いて投票